（教育課程調査官）

第三十八条　研究開発部に、教育課程調査官三十八人を置く。

２　教育課程調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター並びに研究開発課、学力調査課及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する専門的な援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター及び学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学力調査官）

第三十九条　研究開発部に、学力調査官十三人を置く。

２　学力調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　学力の全国的調査研究を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する専門的な援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

３　［略］

［条を削る。］

（生徒指導・進路指導研究センターの所掌事務）

第四十条　生徒指導・進路指導研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

第四十一条　［略］

（企画課の所掌事務）

第四十二条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

（教育課程調査官）

第三十四条　研究開発部に、教育課程調査官三十八人を置く。

２　教育課程調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究開発課、学力調査課、学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施に関する専門的な援助及び助言を行うこと（学力調査官及び学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学力調査官）

第三十五条　研究開発部に、学力調査官十三人を置く。

２　学力調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　学力の全国的調査研究を行うこと。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における学力の全国的調査研究の活用に関する専門的な援助及び助言を行うこと。

３　［同上］

（学習データ活用調査官）

第三十六条　研究開発部に、学習データ活用調査官一人を置く。

２　学習データ活用調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する調査及び研究を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する専門的な援助及び助言を行うこと（学力調査官の所掌に属するものを除く。）。

（総合研究官の職務）

第三十七条　総合研究官は、命を受けて、科学教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究に関する重要事項についての事務の処理に当たる。

（生徒指導・進路指導研究センターの所掌事務）

第三十八条　生徒指導・進路指導研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する援助及び助言を行うこと。

第三十九条　［同上］

（企画課の所掌事務）

第四十条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。